

2023年3月22日

会員各位

公益社団法人 愛媛県作業療法士会
選挙管理委員長 河端 祥之

公 示

公益社団法人愛媛県作業療法士会定款第5章第19条に基づく2023年6月17日の役員任期満了に伴い、定款施行規則第3章（選挙）により役員の改選を下記の通り公示する。

記

1. 理事（会長及び副会長を含む）：10名以上14名以内
2. 監事：2人以内

各役員への立候補は、第6号様式に準じて作成した文書より選挙管理委員長へ届出を行う。立候補者は定款施行規則第3章26条により選挙運動を行うことができる。
※今回からは立候補届と併せて意思表示を文章でお送り下さい。書式、文字数の制限はありません。

- ・選挙期日：2023年6月17日（土） 総会時
- ・立候補受付締切日：2023年5月8日（月）消印有効

届出先

〒791-0212 愛媛県 東温市 田窪 2135
TEL089-955-5533（代）

愛媛県立子ども療育センター
リハビリテーショングループ
河端 祥之 宛

※受理証の発送は4月初旬以後に送らせて頂きます。

定款施行規則第3章 選挙〈立候補の届出〉

第13条 理事及び監事の選挙に立候補しようとする正会員は、文書でその旨を選挙管理委員会に届出なければならない。この場合の書式は、別記第6号様式に準じて作成するものとする。

2. 推薦による立候補は、5名以上の推薦者を必要とする。その書式は、別記第7号様式に準じて作成するものとする。

第26条 選挙運動は、次のとおりとする。

- (1) 選挙管理委員会は、候補者の氏名、意見等を記載した選挙広報を1回発行しなければならない。
- (2) 候補者及び推薦者代表が、選挙広報に氏名、意見などの掲載を希望するときは、その掲載文を文書で選挙管理委員会に申請しなければならない。